

8番 坂本 昇でございます。

未だ終息の様子を見せない新型コロナウイルスへの対応や、先般開催された多種多様、広範にわたる町民文化展の開催など、中居町長はじめ職員のみなさまのご努力に改めて感謝を申し上げながら、昨今の子どもの痛ましい報道に関連して、「子どもの安心・安全の確保」について質問いたします。

まず、再三報道されます通園・通学バスの交通事故、園児・児童の送迎バスの車内置き去り問題についてであります。

報道を目の当たりにして、どう考えてもあり得ないと思うものではあります。現実には痛ましい事故に関するニュースが飛び込んでまいります。

当町ではそのようなことはないと思いますが、再確認の意味も含め、スクールバス送迎に関する安全の徹底マニュアルについてお伺いします。

また、通学距離の長い児童・生徒から体調不良の訴えはないか、その健康管理に配慮していることなどもお示しく下さい。

安全面確保の一つに、現在、国道455号線済生会岩泉病院前の凍結防止工事や災害復旧に伴う河川改修、特に清水川の

大橋付近の工事が行われており、子どもたちの通学路が大型ダンプの往来などで心配な状況にあります。

これらの事故防止の徹底にどのように安全確保を図っているのかお伺いします。

次に、子どもの生活面の指導についてお伺いします。

テレビの普及から始まり、ここ数年急速に普及するゲーム機・スマートフォン・タブレット・パソコンなど、子ども達の視界の対象になる、目の前のIT機器や電波による映像が多岐にわたっており、その画面に対峙する時間が相当数に及ぶのではないかと危惧されます。

遠くを見たり大自然に目を向ける時間が少なくなっており、視力や脳の働きに影響はないのか心配されます。

それら、発達段階に支障がないよう指導をどのように行っているのかお伺いします。

併せて、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用やアルコール消毒など子どもの成長に影響がないのか、その対策をどう捉えているのかお伺いします。

特に、マスク着用は表情が見えづらく、学習の面や情緒取得の面で支障はないか。また、マスク着用に慣れてしまいマ

マスクを取る必要のある屋外での運動の場面などで、マスクを取るのが恥ずかしいという、問題が生じてはいないかお伺いします。

3点目は、幼稚園・保育園を発展的に一本化し、こども園として開設しているわけですが、当初の狙いとその後の運営について、待機児童や保育士の確保などの問題も含めその現状と対策をお伺いします。

次に、子どもの居場所についてお伺いします。

先日、総務常任委員会では、「第3の子どもの居場所」を運営している青森市のNPO法人を視察研修してまいりました。

日本財団が開設・支援しているとのことでしたが、週3回開所し、対象は1回20人を限度に、学習・遊び・体験など各種支援を行っておりました。何よりも感心したのは、子どもたちが自由に思い思いのスペースを活用し、楽しんでいる様子でした。

20人を限度に募集してはいるものの、来る子は拒まずというスタンスのため、多いときは70人も集まるとのことです。中には、放課後児童クラブになじめない子どもも通所しているとのこと、料金は原則無料です。

施設には調理場もあり、料理体験も行えるということで、老人との交流支援も行っていました。

施設建設費は財団が負担し、運営には青森市も関わっているとのこと、子ども食堂も含め町でも研究する余地のある施設であると実感してまいりました。

このような子ども支援について、町の実態とその考えについてお伺いします。

最後に、出産祝い金の支援についてお伺いします。

祝い金の増額については、議会政務調査会としても昨年度要望いたしております。

町では約50事業にも及ぶ子ども支援対策事業を実施しており、子育てをしているご家庭からは感謝のことばがよく聞かれます。

少子化の傾向は単に祝い金の増額だけで解消されるものではないとも思いますが、支援金の増額により、町の子育て支援の姿勢の大きさをさらに強めるものとして、重要であると思いましたが町長の考えをお伺いします

以上で本席からの質問を終わります。

## 8番 坂本 昇 議員の御質問にお答えします。

初めに、認定こども園としての狙いとその後の運営についてであります。当初の狙いといたしましては、幼稚園と保育園の制度の枠組みを超え、両方の良さを兼ね備えた施設として、子育て支援サービスの充実と保護者ニーズへの対応を主眼に設置したところであり、概ね当初の目的に沿って運営されているものと認識しております。

待機児童につきましては、近年、必要な保育士数の確保ができない状況などから、現在は3歳未満児1人となっておりますが、当該児童の保護者の方には、こども園の現状などを説明し、御理解をいただいているところであります。

保育士の確保につきましては、正職員の定期募集では必要人員を満たせていないことから、今後、追加募集を行い人材の確保に努めてまいります。

さらには、保育士養成学校への訪問や、地域おこし協力隊の募集、保育実習生へのPRなどを行っており、引き続き機会を捉え、有効な対策を講じながら保育士の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、子どもの居場所についてであります。町では放課後児童クラブやスポーツクラブ教室、ふるさと少年隊の活動など、様々な場所や機会を通じ、子どもの居場所づくりの活動を行っておりますが、議員御案内の、関係団体が行う子どもの居場所づくりについては、今後、先進地の調査や、住民ニーズなども踏まえ、積極的に研究してまいりたいと考えております。

また、出産祝い金の増額であります。昨年度に議会からの要望を受け検討を重ねているところであり、町の未来を担う子どもの誕生を祝福するため、また安心して子どもを産み育てられる環境づくりの一助となるよう、現行制度のさらなる拡充について、検討してまいりたいと考えております。

以上で、答弁を終わります。

なお、スクールバス送迎に関する安全の徹底マニュアルなどの御質問につきましては、教育長から答弁いたさせます。

## 教育長答弁

初めに、スクールバス送迎に関する安全の徹底マニュアルについてであります。教育委員会としまして、これまで発生してきた送迎バスでの痛ましい事故の防止対策は大変重要であると認識しており、国から通知のありました「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」を各学校及びスクールバス運行委託事業者に周知、徹底することに加え、校長会議でも確認し、児童生徒の車内置き去りが発生することがないように努めております。

次に、遠距離通学の児童生徒の健康管理についてであります。スクールバス運行委託事業者におきましては、できる限り毎日、同じ運転手にするなど、児童生徒と運転手がコミュニケーションを取りやすい環境づくりに配慮いただいております。このことが児童生徒の体調変化の気づきやすさにもつながっているものと考えております。

また、これまでに、児童生徒から体調不良の申出は受けておらず、遠距離通学による特段の問題は発生していないものと認識しているところであります。

次に、通学路の安全確保についてであります。交

通安全運動期間や月初めなど、定期的に交通指導員による街頭指導活動を行っているほか、通学路で工事が行われる際には、発注者である県や町の担当者と学校、教育委員会で情報共有を行い、学校から児童生徒及び保護者への周知・徹底を図っております。

また、交通ルールを遵守し、周囲に注意しながら通行することや、工事現場に配置されている誘導員の指示に従って通行することなど、学校から登下校の指導がなされているところでもあります。

今後も、交通安全教室の開催などによる意識啓発と注意喚起に努めるとともに、地域の皆様の御協力もいただきながら、児童生徒の事故防止と安全確保に努めてまいります。

次に、パソコンやスマートフォン、ゲーム機などICT端末の使用による児童生徒の視力や脳の働きへの影響につきましては、視力低下のメカニズムや屋外活動との関係など、科学的に解明されていない事項があるのが現状です。

現在は、GIGAスクール構想に基づく端末利用が本格的にスタートする際に、文部科学省から「ICTの活用に当たっての児童生徒の目の健康などに関する



配慮事項」が示されておりますことから、この通知を基本として対応しているところであります。

この通知に基づき、I C T端末の使用時に、目と端末画面との距離を離すことや、30分に1回は目を休めること、就寝1時間前からはI C T端末の利用を控えるようにすることなどについて指導を行うとともに、児童生徒の心身への影響が生じることをないよう、日常の観察や状況把握に努めております。

また、各学校で作成している「学びフェスト」の中で、家庭でのノーメディアデイの設定やルール作りなど、学校と家庭が連携した取組も進めているところがあります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクの着用やアルコール消毒などによる子どもの成長への影響についてであります。教育委員会としては、直接的にはマスクの着用やアルコール消毒が子どもの成長に影響があるとは捉えていないところであり、感染を防ぐうえでの有効な対策であると考えております。

また、マスク着用により顔の表情が見えづらいことによる学習面などでの支障も特には生じていないもの

と認識しております。

併せて、最近では登下校時や給食の時間、体育の授業や部活動などの場面に応じて、マスクを外す機会も増えておりますことから、マスクを取ることが恥ずかしいとの訴えや、アルコール消毒による皮膚の炎症などの問題も、学校からの報告は受けていないところでもあります。

マスク着用など新型コロナウイルス感染症対策は、今後も国の通知等に基づいた対応を基本とし、児童生徒の学習面や生活面に影響が生じないように引き続き留意しながら、適切な指導に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。